

那賀町森林整備事業共通仕様書

第1章 共通

(適用)

- 第1条 当仕様書は、那賀町森林整備事業(以下「事業」という)の実施にあたって適用する。
- 2 当仕様書に定めのないものは、徳島県農林水産部の定める「徳島県農林土木工事共通仕様書」(平成18年7月徳島県告示第747号)を準用する。

(使用材料)

第2条 林業機械用チェーンオイルは、植物油生分解性オイルを使用しなければならない。

(材料の搬入及び管理)

- 第3条 事業用材料は、事業の工程に従いその進捗に支障のないよう十分な計画性をもって、事業現場に搬入しなければならない。
- 2 搬入した事業用材料のうち監督員の指示するものは、あらかじめ監督員の検査を受け、その指示に従い使用し、また保管しなければならない。
- 3 事業用材料は、監督員が必要に応じて行う点検に対応できるよう保管しなければならない。

(後片付け等)

第4条 請負者は、事業が完了したときは、後片付け等現場整理及び清掃を行わなければならない。

(現場代理人等)

- 第5条 現場代理人等は、請負者と直接的、恒常的な雇用関係にある者でなければならない。また、請負者は、これを健康保険証等で証明しなければならない。
- 2 現場代理人は、請負契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行うとともに、一切の権限(請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、並びに契約の解除に係わるものを除く。)を行使できるものであること。
- 3 主任技術者は、森林整備事業等で発注者が特に指示しない限り、次の1・2・3号のいずれか及び4号に該当するもので、森林整備実施の技術をつかさどる者であること。
- (1) 学校教育法に定める学校において、林業に関する学科を修めた者で、森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関する全ての職務経験が次のいずれかに該当する者。
- ア) 高等学校を卒業した後、5年以上。
- イ) 大学又は高等専門学校を卒業した後、3年以上。
- (2) 森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関する職務経験が次のいずれかに該当する者。
- ア) 旧実業高校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した後、3年以上。
- (3) 森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関し10年以上の実務経験を有する者。
- (4) 徳島県が行う管理研修(講義、現地研修)を受講し、県に登録(登録期間は、登録後2年間)されている者又は、那賀町が実施する管理研修を受講し、那賀町が認める者。
- 4 作業道事業で発注者が特に指示する請負事業の主任技術者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定するものであること。この場合、請負金額が2,500万円以上の事業にあつては、主任技術者は専任であること。

- 5 素材生産事業にあつては、当仕様書第6条第2項に定める作業主任者を常駐させること。
- 6 現場代理人及び主任技術者、又は作業主任者は兼任することができる。
- 7 同条第2項以外の事業にあつては、1件の請負金額が1,500万円以上の事業に係わる主任技術者、又は作業主任者は専任でなければならない。
- 8 主任技術者が専任しなければならない事業のうち、密接な関係ある2以上の事業を同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において実施するときは、同一の主任技術者がこれらの事業の技術を管理することが出来るものとする。

第2章 素材生産事業

(林業技術資格及び技能研修終了者の届出)

- 第6条 請負者は、事業着手前に仕様書様式1号による作業主任者選任等の届出をし、発注者の審査を得なければならない。また、変更がある場合も同様とする。
- 2 事業の中に機械集運材作業がある場合には、労働安全衛生法第14条及び同法施行令第6条に基づく作業主任者を選任しなければならない。また、選任された作業主任者は、現場に常駐しなければならない。
- 3 当該事業に従事する作業員全員の資格及び技能修了事項を届けること。

(伐木作業)

- 第7条 設計図書及び監督員が指定する材木は、素材原木として不適当なものでも、すべて伐採すること。
- 2 指定伐採区域以外の立木を、伐採のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、監督員の指示を受けること。
- 3 伐倒の方向は原則として斜面上方又は側面とし、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全で、かつ林木の損傷が少なく、集材が容易と認められる方向に倒すこと。
- 4 伐採点の標準は、斜面地においては傾斜面山手の地面に接する点に、平地においては地面近くとすること。ただし、根株に極印のある立木は、極印を残して伐採すること。
- 5 受口は伐採点より低く、ほぼ樹心に達するまで切り込み、割裂のないよう心掛け、伐倒しようとする立木の重心を勘案して伐倒方向を確実に定めること。
- 6 追口は、受口の切り口の上部に水平に鋸を入れること。
- 7 伐倒に際しては、「くさび」を使用して伐倒方向を安定させ、倒木の速度を加減して徐々に倒すこと。

(造材作業)

- 第8条 造材は、別紙造材基準表の基準に従い行うことを基本とするが、監督員の指示がある場合には、それに従い造材すること。
- 2 曲がり及び損傷部など欠陥部位のある材は、監督員の指示に従い造材し、切捨又は搬出すること。
- 3 枝払いは、幹肌と一面になるように行うこと。
- 4 材長は、末口と元口を結ぶ最短長とすること。
- 5 玉切りは、樹心に直角に玉切りし、挽き違いのないようにすること。

(集材、搬出作業)

- 第9条 集材、搬出作業は、設計図書及び監督員が指定した方法に従って実行すること。
- 2 集材にあつては、残存立木に損傷を与えないこと。
- 3 作業上必要な資材として林地内の立木及び土石等

使用する場合、又は作業上生じた支障木については、必ず監督員の指示を受けること。

- 4 作業上転落、破壊等の防止対策を講ずる必要があるときは、監督員の指示に基づいて行うこと。
- 5 搬出路、盤台等を開設する場合は、監督員の指示によって行うこと。
- 6 小径木の取扱は、「小とび」等を使用し、材に損傷を与えないこと。
- 7 搬出材は、監督員が指定する場所に集積すること。全幹集材の場合の盤台(荷受台を含む)は、充分堅ろうで、かつ枝打ち、造材、荷さばき等の作業が円滑にできる広さを確保すること。
- 8 全幹集材によって生ずる枝葉等は、監督員の指示に従って処理すること。

(はい積作業)

- 第10条 はい積は指定された場所において、指定された仕分け区分に従い行うこと。
- 2 はい積相互間の距離その他については、監督員の指示によって行うこと。
 - 3 はい積は、末口を揃えて行い、材に損傷を与えないよう行うこと。
 - 4 その他必要事項については、監督員の指示を受けて行うこと。

(出荷素材の検収作業)

- 第11条 請負者は、はい積ごとに発注者へ届け出た現場代理人が発注者が指示した極印を打たせ、運搬先別に樹種別、材長別数量(本数)を検収すること。
- 2 運搬先別に検収した素材は、監督員の指示を受け、すみやかに運搬先に移送すること。
 - 3 移送にあたっては、貨物自動車積み込み時に運搬先ごとに樹種別、材長別本数等を記載した輸送調書(仕様書様式2号)を3部作成し、1部を監督員に、残りを指定された運搬先へ提出し、運搬先から輸送調書の1部に受領印を得て保管すること。

(運搬作業)

- 第12条 請負者は、設計図書及び監督員の指示に従い、素材を指定された場所に運搬すること。
- 2 請負者は、貨物自動車に丸太の積載に適した装置を施して、運搬途上の荷崩れ等の防止に努めること。
 - 3 運搬にあたっては、「出荷素材の検収作業」請負者から輸送調書2部を受取り、運搬先から1部に受領印を得て、返送すること。
 - 4 積み込み、積み卸しは、材に損傷を与えないよう行うこと。
 - 5 道路交通法を遵守すること。
 - 6 その他必要事項については、発注者の指示を受けること。

(森林作業路開設)

- 第13条 事業着手前に、設計図書及び現地測量杭の位置を確認し、素材生産事業に支障とならない線形であるか確認すること。
- 2 伐開幅は、3m程度とするが、森林作業路開設及び高性能林業機械の稼働に支障のない範囲で最小限になるよう努めること。
 - 3 伐開により発生した枝条は、道下2m位の位置にならべ置くこと。
 - 4 森林作業路開設にあたっては、切取盛土土量が均等となるよう林地の保全に努めること。
 - 5 切取勾配は、切取直高1.5m程度までは直切りと

し、それ以上の切取箇所は3分程度までの法勾配を設けること。

- 6 盛土面は1割2分の法勾配を設けることを標準とし、現地発生の根株をできるだけ法尻に敷並べ路体の保護に努めること。
- 7 縦断は、一定勾配の距離の目安を30m程度とする波状勾配とし、雨水により路面浸食の防止及び路体の安定をはかること。また25度以上の最急傾斜角は設けないこと。
- 8 曲線半径は4m以上を標準とする。
- 9 丸太組工、排水溝及び表土ブロック等の工作物は、監督員と協議し施工すること。
- 10 上記仕様により難しい場合は、必ず監督員の指示を得ること。

第3章 保育事業

(下刈作業)

- 第14条 事業区域内にある植栽木以外の地被物は、特に指示する物を除き、地際より刈り払うこと。
- 2 作業中植栽木に損傷をあたえないこと。
 - 3 つる類が植栽木に巻きついている場合は、ていねいに除去すること。
 - 4 風害等により植栽木が倒れているときは、ていねいに起こすこと。
 - 5 刈り払った地被物は、その場所に残置し、林外に持ち出さないこと。

(つる切作業)

- 第15条 植栽木に巻きついているつる植物のすべてを切除すること。
- 2 除去にあたっては、根もろとも引き抜くか、又は地際より切断すること。
 - 3 引き抜き又は切断したものは樹根から完全に除去すること。
 - 4 雑・針除伐作業を兼ねる場合は、雑・針除伐事業の仕様を準用すること。

(雑除伐作業)

- 第16条 植栽木の生長を阻害している雑木竹及びつる類を伐倒、切除すること。
- 2 植栽木を除伐する場合は、監督員の指示に従うこと。
 - 3 伐倒する立木竹の株の高さは、概ね地上30cm程度とすること。
 - 4 作業中、植栽木に損傷を与えないこと。
 - 5 伐倒木は、道路の通行や今後の保育作業及び森林管理に支障とならないように、また降雨時に流失の恐れのないように処理すること。
 - 6 伐倒木はその場に残置し、特別な指示がない限り林内から持ち出さないこと。
 - 7 つる切作業を兼ねる場合は、つる切事業の仕様を準用すること。

第3章 施設事業

(歩道新設(補修)作業)

- 第11条 設計図書に示す位置で、測線を中心に幅1m程度にある笹、雑草、雑木等を刈払い、横断方向路面を水平に整地すること。歩行の支障となる根株は除去し、幅60cmの歩道とすること。
- 2 斜面傾斜角度で45度以上の箇所は全切り込みとし、その他の箇所にあつては盛土を併用する。
 - 3 谷間等で工作物が必要な場合は、監督員の指示を受けること。
 - 4 凹地形又は滞水の恐れのある箇所は、排水溝を設けること。

- 5 歩道作製で生じた残土は、崩落、流出がないように処理すること。
- 6 植栽木の除去が必要となるときは、監督員の指示を受けること。